

## 魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和6年2月5日（月）  
午後4時00分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

## 議 事

- 第1 議事録署名委員について
- 第2 議案 第 5 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第3 議案 第 6 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第4 議案 第 7 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第5 議案 第 8 号 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和6年2月5日(月)

2. 総会の場所 魚津市役所第一会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 13名

会長(議長) 12番 北田 直喜

委員 1番 水尾 英俊 2番 澤田 重孝

3番 中山 彦信 4番 上樂 忍

5番 稗苗 史絵 6番 小坂 義則

8番 佐々木 隆 9番 住田賀津彦

10番 大崎 章博 11番 高橋 順子

13番 谷越 彦茂 14番 石坂 誠一

5. 総会に欠席した農業委員の数 1名

7番 宮坂 博一

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 3名

上中島地区 村崎 信明、 加積地区 西田 八郎

天神地区 吉野 俊彦

7. 議事録署名委員

2番 澤田 重孝 3番 中山 彦信

8. 総会に出席した職員

事務局長 清水 悟史 係長 關口 晶子

主査 本田 陽一 主事 小川 聡志

主事 小林 智樹

---

【開 会：午後4時00分】

議 長： それではただ今から令和5年度2月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、2番澤田委員、3番中山委員をお願いいた

します。

議案第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

2ページ目の概要をご覧ください。今月の申請は3件6筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が3,836.00 m<sup>2</sup>です。

**【議案第5号 議案書をもとに朗読】**

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

4番： 1件目については、事務局の説明のとおり特に問題はありません。

6番： 2件目は、事務局より説明のあったとおりであります。譲渡人の父の代に譲受人が農地を求めましたが、当時は了承を得られず今回に至ったということです。農地と言いましても、ほぼ屋敷の一部であり、所有権の移転について問題ないかと思えます。

12番： 3件目は、事務局からの説明もあったところですが、譲渡人が耕作できないということで、譲受人が耕作されておりました。今後も耕作していくうえで譲渡人の跡継ぎも娘さんしかいないということで譲受人に所有権を移転するしかないとなりました。譲受人もずっと耕作していくことを確認しましたので、問題ないかと思えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(意見なし)

議長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第5号は許可決定いたします。

議案第6号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第6号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

7ページ目の総括表をご覧ください。今月の申請は1件1筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が2,049 m<sup>2</sup>です。

**【議案第6号 議案書をもとに朗読】**

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

10番： 事務局から説明がありましたが、当該地区は住宅なりアパートがどんどん建っています。申請者とも話しをしましたが、もう耕作をやってられないということで申請された。隣接地も申請者所有の建物である。今回は、長男とともに管理していくということで、近隣農家からも問題ないとのことであり、残農地もこれまで耕作していた方が耕作するというものであり、問題ないと思います。

議 長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(意見なし)

議 長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第6号は意見決定いたします。

議案第7号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

10ページ目の総括表をご覧ください。今月の申請は5件12筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が4,230.07 m<sup>2</sup>です。

**【議案第7号 議案書をもとに朗読】**

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

4番： 1件目について、ただいま説明のあったとおり特に問題ないと思います。

12番： 2件目について、事務局からの説明もありましたが、申請地には穴の空いた鉄板を敷くそうで、自然にも地面にも優しいとのこと。工期終了後は鉄板を撤去し、また転用期間が残っている場合は責任を持って維持管

理を行います。とりわけ問題ないと思います。

6番： 3件目について、親子での使用貸借権設定でありまして、分家住宅ということで特に問題ないかと思えます。

4件目についても、バイパスの付け根にあたり、反対側には地下道を通って行けますし、交通の便も問題無いですし、小中学校や高校も近く、勤務先にも近いとのことで、問題ないかと思えます。

2番： 5件目について、今ほど説明のあったとおりであります。譲受人は譲渡人の孫であり、1年ほど前に結婚して譲渡人の家に同居状態であった。近くに家を建てたいということで、集落住民に聞いても過疎化が進む中で若い人が来るのはありがたいと賛成していました。残農地も引き続き耕作されることで問題ないかと思えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

14番： 2件目について、一時転用で鉄板を敷くというが、全面に敷くのか。

事務局： 道路から乗り入れ、申請地までは鉄板ではなく専用の下敷きを敷き、申請地にも駐車スペースに下敷きを敷く計画となっている。表土を剥ぐったりはしません。

議長： 他に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第7号は意見決定いたします。

議案第8号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案8号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

今月の案件は農用地利用集積計画が全17件、44筆、44,964 m<sup>2</sup>で、集積等促進計画が全32件、106筆、108,265 m<sup>2</sup>になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議 長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第8号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

- 事務局：
- ・非農地通知について
  - ・「農業経営継承に関する研修会」の開催について
  - ・「令和5年度富山県農業委員会研修会」の開催について

議 長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後 5 時29分】

【別添】

## 農地法第3条調査書

議案第5号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 小川 聡志
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>今回の申請は、譲受人が以前から管理していた農地の所有権を移転するというものである。申請地は、保全管理されており、権利移転後は、水稻栽培等を行う予定であるため、所有権の移転によって、周囲への影響はないと考えられる。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。</p> <p>なお、1月22日、事務局小林、小川が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

## 農地法第3条調査書

議案第5号 受付番号2番  
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 小川 聡志
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>今回の申請は、譲渡人が以前から管理していた農地の所有権を移転するというものである。申請地は、保全管理されており、権利移転後は、自家野菜の栽培を行う予定であるため、所有権の移転によって、周囲への影響はないと考えられる。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。</p> <p>なお、1月22日、事務局小林、小川が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

## 農地法第3条調査書

議案第5号 受付番号3番  
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 小川 聡志
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>今回の申請は、譲渡人が、以前から耕作していた農地の所有権を移転するものである。申請地は、水稻栽培に利用されており、権利移転後も、水稻栽培として利用する予定であるため、所有権の移転によって、周囲への影響はないと考えられる。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。</p> <p>なお、1月22日、事務局小林、小川が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

【別添】

## 農地法第4条調査書

議案第6号 受付番号1番

申請者		作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ概ね500m以内に道下小学校及びみのう医科歯科クリニックが存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	申請者は、周囲の住環境の良さから需要のある共同住宅を建設する計画があり、自宅付近で管理もしやすいことから、当申請をおこないます。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画であります。申請書に融資予約通知書を添付しており、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事を行う計画です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、共同住宅敷地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は共同住宅の整備が目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界によろ壁を設け、隣接地等に被害の及ばぬよう十分に配慮されます。 雨水排水については敷地内に水路を設置し近くの水路へ排水し、生活雑排水については公共下水道施設を利用するため、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第7号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね33 haの一団の農地の中にあり、土地改良事業施行済区域内の農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人は、事業の拡大と需要に応えるべく、社会福祉施設を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、融資可能証明を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、福祉施設敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、福祉施設敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界に擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は公共下水道施設を利用し、雨水排水については既存水路に排水します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第7号 受付番号2番  
(賃借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	魚津市農業振興地域計画に含まれる農用地区域です。転用許可基準は一時転用であり、魚津市長の同意も添付されております。	
転用目的	借受人は、申請地の周囲で工事を行う予定があり、その工事に伴う駐車場敷地占用の代替として、駐車場を設置する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にガードフェンスを設置し、近隣の農地などに被害を及ぼさぬよう十分配慮されます。生活排水は発生せず、雨水排水については自然浸透します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性	3年以内の一時転用であり、申請目的のために供する必要性があると認められ、農業振興整備計画の達成に支障がないことを確認しています。	
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第7号 受付番号3番  
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね40 haの一団の農地の中にあり、土地改良事業施行済区域内の農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	借受人は、現在共同住宅に住んでいるが、子の成長や今後の人生計画を考え新居を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金及び借入金でまかなう計画で、残高証明と事前審査申込結果を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、分家住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、分家住宅敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界に擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は公共下水道施設を利用し、雨水排水については南側雨水マスに排水します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第7号 受付番号4番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ概ね500m以内に清流小学校とかづみこども園が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	譲受人は、子が誕生したことにより隣戸への配慮や部屋数が必要となることから、戸建て住宅を建設する計画です。	
資力及び信用		
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界に擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は公共下水道施設を利用し、雨水排水については既設水路に排水します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第7号 受付番号5番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね49 haの一団の農地の中にあるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人は夫婦である。各実家で生活しているが、経済的に安定してきたこともあり、新生活のため住宅を建設する計画です。	
資力及び信用		
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界に擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は公共下水道施設を利用し、雨水排水については既設水路に排水します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		